

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：17日付公衆衛生に関する非常事態宣言）

- サントメ・プリンシペ政府は、新型コロナウイルスの流行を受け、17日付大統領令に基づき、公衆衛生に関する非常事態宣言を発表しました。
- 同宣言を受け、同政府による新たな対策が取られています。

公衆衛生に関する非常事態宣言の概要及び新たな対策概要は、以下のとおりです。

1 大統領令は3月17日から15日間有効で、最高90日間を限度に、同期間延長される可能性がある。

2. 新たな対策概要

- (1) 全ての外国人のサントメ国内への入国禁止。
- (2) サントメ国民及びサントメ在留外国人は、サントメ帰国時に、保健当局及び警察による同行の下、強制的に自宅隔離となる。
- (3) (各国の) 政府関係者等は、サントメ政府による招待及び出発地でのスクリーニング結果の提示を条件に入国を許可する。
- (4) サントメ空港へのチャーター便の着陸及びサントメ国内の2つの港へのクルーズ船の停泊禁止。
- (5) 商用便が欠航したとしても、緊急時における生活必需品や医療製品はチャーター便によって供給される。
- (6) 貨物船、漁船及びクルーズ船からの乗組員と乗客のサントメ国内の港への下船禁止。
- (7) 今月20日午後6時から国公立校の閉鎖
- (8) 今月20日午後6時から、文化、レクリエーション、宗教、スポーツ、遊戯に関する集会の禁止。あらゆる種類のディスコの営業及びパーティー (fete populaire) も同様に禁止する。
- (9) 首相が然るべく承認した緊急時を除き、公務員への外交及び公用旅券の発行停止。
- (10) 政府は、上記措置に加え、状況の進展に応じて、必要な措置を採択することができる。
- (11) 上記措置は17日の第58回閣議において採択され、直ちに施行される政令の一部をなす。同措置は今月19日午前8時から15日間効力を発し、最高90日間を限度に、同期間延長される可能性がある。

各国・地域による入国制限等の状況については、以下のリンクや現地報道などをご確認の上、最新の情報を入手するよう努めてください。

また、新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された方は、当館までご一報ください。

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

参考：外務省海外安全 HP（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：サントメ・プリンシペ政府及び保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

本件問い合わせ先

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38